

レンタカー・タクシーを利用
した市内周遊がお得に！！

市内宿泊で最大15,000円補助！

丹波市



レンタカー等利用による 周遊旅行促進事業補助金

補助要件

丹波市外在住の方がレンタカー又はタクシーを利用する旅行で、1回の旅行につき丹波マップ（丹波市観光デジタルマップ）に登録している2か所以上の店舗で食事や買物等を行うものが対象で、訪問する店舗の内、1か所以上で必ず食事をすること。
なお、補助の対象となる旅行は、令和7年4月1日～令和8年3月22日に旅行したものに限ります。

補助金額

補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、各種上限額は次のとおり。申請回数については1申請者（旅行メンバーの代表者）につき1月当たり1回を限度とする。

【タクシー】通常利用 5,000円 ・ 貸切り 10,000円

【レンタカー】 10,000円

※市内施設で宿泊する旅行の場合、上記の補助限度額に5,000円を上乗せする。

対象経費

- (1) レンタカー・タクシーの料金（市内周遊したものに限り。）【必須】
- (2) 店舗での食事の代金【必須】
- (3) 店舗での買物の代金
- (4) 市内の観光施設・名所の入場並びに体験施設の体験に要する費用
- (5) ガソリンの代金（レンタカーを利用し、市内で給油したものに限り。）
- (6) 宿泊代金（市内での宿泊に限り。）

その他

【申し込み・問い合わせ】

丹波市産業経済部観光課 〒669-4192兵庫県丹波市春日町黒井811番地 (TEL.0795-88-5115)

アドレス: kankou@city.tamba.lg.jp

補助対象となる店舗の検索は「[丹波マップ](#)」

補助金の申請様式や制度の詳細は「[市HP](#)」

からご確認ください。

